

平成26年度第1回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

【日 時】

平成26年7月15日（火） 14:00～16:30

【場 所】

県庁北新館5階 5A会議室

【出席委員】

池戸委員、井手委員、岡野委員、岡本委員、小西委員、立花委員、中井委員、永井委員、中谷委員、西原委員（代理 川上氏）、廣田委員、福西委員、森川委員、湯ノ口委員、吉田委員、若林委員

【資 料】

資料1 環境こだわり農業推進基本計画の進行管理について

資料2 環境こだわり農産物認証制度における作物および作型の追加について

資料3 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の概要について

別冊 ①滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

②平成26年度環境保全型農業直接支払交付金の概要

③環境こだわり農産物認証制度のあらまし

（1）報告事項

環境こだわり農業推進基本計画の進行管理について

【井手会長】 それでは、議事のほうを進めさせていただきます。次第がございますように、本日は報告事項、協議事項、話題提供、その他がそれぞれ1件ということになっております。

次第に従いまして、まず最初に「（1）報告事項 環境こだわり農業推進基本計画の進行管理について」ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 ありがとうございました。以上、「環境こだわり農業推進基本計画進行管理」ということで、進行管理と申しますか、進捗状況のようなことを説明いただきました。

特に今期から委員になっていただきました皆様につきましては、少し省略した説明になっていて、わかりにくいところも多々あったかもしれません。ただいまの報告につきましてご質問を受付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、吉田委員。

【吉田委員】 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、7ページの14コマ目になるのですか。環境こだわり農業に関するアンケート調査、「認証制度に取り組まない理由」です。

【井手会長】 7ページ、14コマ目ですね。

【吉田委員】 はい。「農薬・化学肥料5割減の基準が満たせない」という理由の比率が非常に高いのですが、この理由が何なのか、どのように分析されているのか、基準が満たせないという理由をどのように把握をされているのかということが1点目です。

2点目は17コマ目「平成26年度重点取組事項」です。ページで言いますと9ページです。

最後に説明がありました「組織的な取組の推進」ですが、これは個々の取組を面的に広げたいのだとおっしゃったのですが、この「組織」をどのように考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、同じ項目の5番目「PRによる環境こだわり農産物の需要拡大」ですが、16コマ目の環境こだわり農産物の認知度が3割程度で、15年度から比べると5、6%も減っているのですが、幾らやっても3割ぐらいが限度というふうに考えるのか、いやいや、もう少しこういうやり方を工夫すれば上げられるというふうにお考えになっているのか、そういった対策がもしおありでしたお聞きしたいと思います。

以上です。

【井手会長】 以上、吉田委員から3点ご質問がございましたが、事務局のほうからお答えいただけますか。

【事務局】 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問がありました

1点目ですけれども、認証制度に取り組まない理由ですが、このアンケートにつきましては、農業組合など広くランダムにお聞きしております。

「農薬、化学肥料の5割削減を満たせない」というのは、山手でいもち病とか出やすい常発地につきましては、前もって予防防除も必要でありますし、また「労力・作業の負担が増える」と回答された方の中には、有機肥料になり、化成肥料よりたくさん量を施用しなければならないと、そういう作業面のところで取組がしにくいというような部分が若干あったと聞いております。

それから、2点目の組織的な取組ですが、これはやはり組織で取り組むことにより、いろんな幅の広い均一化した取組ができ、個々で取り組まれていた方を生産者の組織なり、部会なりでまとめていただくことで、一層取組やすい状況ができるのではないかと考えております。今年度につきましては、その下地づくりというような形で状況を調べていくことを考えております。

それから、3点目ですが、認知度の向上につきましては、アンケートでは3割程度の認知しかないのですけれども、先日も彦根市のビバシティのほうで、環境こだわり農業のPRをさせていただきました。実際、買い物に来られている主婦の方々につきましては、環境こだわり農産物を知っているとおっしゃっていただいた方が約半数ぐらいいらっしゃいまして、調査するターゲット、PRするターゲットなんかもこれからはじっくり考えた上で、認知度の向上に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【井手会長】 吉田委員、今のようなお答えでよろしいか。ちょっとご質問の意図と違っていたところもあるのではないかと思います。

【吉田委員】 2点目がもうひとつわかりにくい。

【井手会長】 2点目は、特にどういった組織を想定しているのかというご質問だと思います。

【事務局】 事務局のほうから答えさせていただきます。

各地域で取り組んでいただいている取組の事例を見ますと、やはり販売を通じて、消費者の方々には流通の方々とは結び付いていた

だいているという部分が多分にあると感じております。

例えば直売所の販売組織であったり、地域や農協の生産部会など、そういう組織が面を広げていく大きなきっかけになるのではと考えておまして、そこに重点を置きながら組織化を進める活動をさせていただきたいと考えております。

【井手会長】 ほかにいかがでしょうか。

挙手された方が4名おられますね。順番に、まずは岡本委員、その次に小西委員、永井委員、それから中谷委員の順番でお願いできますでしょうか。

【岡本委員】 1点、お尋ねいたします。14コマ目です。取り組まない理由のところに、「申請手続が難しい」と少数派ですが書かれてありますけれども、このところ、申請手続を少し簡素化するというような手立てを考えると、もう少し取り組んでいただけるように思うのですが、そのところをお聞かせください。
以上です。

【井手会長】 はい、お願いします。事務局。

【事務局】 この点につきましては、現場から聞いております。

国の仕組みと県の環境こだわり認証程度の仕組みと今、二つの制度を動かして支援させていただいております。後でお話しさせていただきますが、今後、国の制度改革が予定されており、そういうものと県の認証制度、これをいかに事務的に簡素化していくか大きな課題と考えています。

現場の意見、また国との交渉を踏まえ、事務の簡素化に向けて県として努力してまいりたいと考えております。

【井手会長】 よろしいでしょうか。続きまして、小西委員、お願いいたします。

【小西委員】 同じ14コマ目で答えていただいたところの話なのですが、25年度の絶対数値は書いていますけれども、その年間の経時の変化はどうかのですか。というのは、山の手のいもちの常産地というのは構造的な問題で、当初から同じ状況が続いてあるものだと思います。

ます。

私の実感として、私も農業をしており、こだわり栽培をやっているのですが、長年やっていると、気力の問題なり、雑草の問題なり、いろんな理由で栽培が困難になってきているのではないかという実感があります。

そうすると、こここのところの要素をもう少し見ようと思いますと、経時的、数値的な方法があるのではないかということと、「認証制度に取り組まない」ほかの理由がわかっておられたら教えていただきたい。その2点でございます。

【井手会長】 ただいまの小西委員からのご質問について、事務局から回答をお願いします。

【林 参事】 残念ながら、条例制定後10年の締めという形でアンケートをとらせていただいた経緯があり、経時的にアンケートをとっておらず申し訳ありません。

アンケートは、野菜など園芸品目を栽培している農家にも実施しておりまして、こだわりの基準で栽培すると品質や収量が慣行に比べて低下するというようなこともあり、園芸作物でなかなか取り組めないという数字も入っておりますので、ここが高くなっているのかなと思っております。

【井手会長】 今のご説明でよろしいでしょうか。

【小西委員】 できたら今後の課題としてやっていただければ。

【事務局】 今後、当然、その課題を解決するために、試験研究で5割削減が満たせるような、新たな技術の開発が必要になってまいります。粗放栽培では品質が落ちたり、収量が落ちたりしますので、それにかわる技術開発と併せて取り組んでまいりたいと考えております。

【井手会長】 そうしましたら、次は永井委員。

【永井委員】 認知度のことなのですが、無農薬と記入されたものは誰が見てもわかるわけですね。今、私たちの活動の中で、コーディネータ

一養成講座を受けた者の中でも、こだわり農産物のマークと「おいしがうれしが」が一緒じゃないかという議論が沸いています。

その辺は私も少し表現しにくいのですが、平和堂さんなんかでこだわりマークのあるものを一生懸命探して、米を見つけるのですが、他のマークと違いがわからない。

こだわり農業をされている方は、農薬、化学肥料を半分に抑えておられ、これはとても努力されていると私は思っているのです。しかし、農薬を全然使わない無農薬の生産者は、無農薬であることをきちんと表に出しているわけです。認知度を高め、こだわりマークの付いた農産物を消費者が選んで買っていき、こだわり農業で頑張っている人たちがもっと頑張ることができる方向にPRができないものかと、消費者として、農家の方と関わってそう思います。

この認知度もわかっているようでわかっていなくて、何かどれも同じように思っている人が圧倒的に多い、そんな気がしています。もう少しPRの仕方とか生産者がもっと頑張ってくれる方向にできないのでしょうか。

【井手会長】 なかなか難しい質問ですが。

【事務局】 ただいまご質問、ご意見いただいたわけでございますけれども、確かに生産者の方々とお話をさせていただきますと、正直な話、こだわりに取り組んでも、なかなか価格面に反映されないというようなご意見が出てまいります。

そういう意味からしますと、どのような形でPRをするかによって、消費者の皆さんの方からちょっと高くてもこだわりというものに手を伸ばしていただけるか、認知度プラス、今度はそれを実際に買っていただけるかというようなことを具体的に考えていかななくてはならないのかなと思っております。

ただ、これにつきましては、本当になかなか難しい問題でございます。今年度、約10年経過したわけでございますので、今までの取組の成果と合わせまして、今後この環境こだわり農業を次のステップに上げていくにはどうしたらよいのかということ現場で実際に取り組んでいただいている農家さん、そして、環境こだわり農産物を本当に認めていただいている3割の消費者の皆さん方からご意見がいただけるのかなと考えておりますので、どうか

よろしく願いいたします。

【井手会長】 私が思いましたのは、永井委員からのご質問の意図としては、おいしがと環境こだわりは何が違うのか、無農薬と半分の違いは何なのかということだろうと思います。特に、この半分というところをもう少し積極的に、なぜ半分だということの説明しないと、なかなか環境こだわりというのは理解していただけないのかなと思うのですが、そのあたりの説明をもう一回お願いします。

【永井委員】 言いにくいけど、そうです。

【井手委員】 ちょっとご説明いただけませんか。

【事務局】 確かに「おいしがうれしが」は、現在1200店舗弱ぐらいご協力いただいております、県内ではかなり見受けられるようになってきています。

歴史としては、環境こだわりのほうが古いのですが、農産物の場合、県内産であれば環境こだわりでなくても、「おいしがうれしが」のキャンペーンシールが貼れるということになっており、環境こだわりは、さらにその県内産の中で農薬、化学肥料を半分にし、なおかつ、県の認証を受けなければシールが貼れないということで、取組が難しいという話もあります。

もっとわかりやすくできないかというご提案をこれまでの審議会でもいただいております、その具体的な案が今のところ見つかっていないということをございまして、今後の課題の中で、ご指摘いただいたところを十分検討してまいりたいと考えております。

あと、農薬の半減につきましては、有機農業という生産量が不安定になって、消費者の方々に安定して供給できないというようなことがあります。できるだけ農薬を減らすという中で、そう大きな減収もなく、そう大きな品質の低下も起こさずにできるのが5割という基準ではないだろうかということで、国の方でも特別栽培農産物という形で基準が設けられていたものを、滋賀県にも適用させていただいて、さらにその上に琵琶湖に優しい、環境に優しいという技術を組み合わせ、認証の形をとらせていただいているということをございします。

【永井委員】 すみません。

【井手会長】 永井委員。

【永井委員】 例えば、西友さんでも平和堂さんでもどこでもいいですが、こだわりのマークの付いたものが1品でもあったら、私はそれが人の目に止まるよう、大きな掲示板みたいなものを作ってもらって、そこでこだわり農産物が話題になればいいかなと思うのです。

そういうPRの仕方でもしない限り、全然わからず素通りされてしまうというのが、ずっと活動していて思うことです。

「おいしがうれしが」は宣伝がうまいなと私は思っています。こだわり農産物と「おいしがうれしが」とどう違うと言われたら、私は申し訳ないですけども、「おいしがうれしが」は単なる地産地消ですと、それ以上、私は言いません。批判はしたくないので。

ただ、打って出るというやり方でもしなかったら、生産者の人の苦労はなかなか報われないのではないかなと思います。

【井手会長】 今のご意見は、課題として受け止めさせていただきます。一点だけ申し上げさせていただきますと、琵琶湖側から見た場合、要するに無農薬を非常に狭い栽培面積でやられるよりも、非常に大きな面積で農薬・肥料を半分にしていただいたほうが、琵琶湖にとってのトータルとしての負荷は減ります。私の理解として、環境こだわりはそのための半分だというふうに理解しております。

【永井委員】 それが広まれば私もいいと思います。

【井手会長】 はい、そういうことだろうと思います。そうしましたら、中谷委員。

【中谷委員】 すみません。野洲市から来ました中谷と申します。

4ページの上の7番のグラフについてちょっと思ったのですが、野洲市に限ってですが、野洲市の環境こだわり水稻の取組は37%とありまして、また大津市に限っては7%とあります。私の住んでおります野洲市安治なのですが、安治には営農組合もありまして、安治の地域ではほぼ100%、環境こだわり米、環境こだわり農産物に取り組んでおります。また、滋賀県が推奨しております「ゆ

りかご水田プロジェクト」にも熱心に取り組んでいる地域です。なので、私としましては、野洲市はもう100%に近い状況の取組と信じて見たのですが、37%ということで、残りの63%が取り組んでないということで、できたらどこの地域がやっておられて、やっておられないとかいう、滋賀県の地図で明示してもらえたらわかりやすかったなというのが、ちょっとした疑問でした。

【井手会長】 実は、この市町村別の数字は今回初めて出てきたもので、実は昨年度まで出てなかった数字です。

個別の集落情報については事務局のほうに問い合わせただけければ、野洲市の中でもどのあたりが取り組んでおられるかがわかると思いますが、ただ今の中谷委員のご指摘としては、もっと明確にわかる地図のようなものにして示したほうがいいのではないかとということでしょうか。

それは事務局に検討していただくとして、ちなみに安治は県内でも栗見出在家と並んでりかご水田に熱心に取り組まれている地域です。むしろ県内でも特別熱心な地域だというふうに私は認識しております。よろしいでしょうか。

【中谷委員】 ありがとうございます。

【井手会長】 時間の制約もごさいます。ご質問はまだあると思いますが、後ほどまとめてお伺いしたいと思います。

(2) 協議事項

環境こだわり農産物認証制度における作物および作型の追加について

【井手会長】 それでは、次に進めさせていただきます。議事の(2)が協議事項になっております。こちらの方もこの審議会の重要な役割の一つとなっております認証制度における作物および作型の追加についてということです。今回は、「たらのめ」と「なす」の施設長期栽培の追加について協議していただきたいと聞いております。追加内容につきまして、事務局から説明していただけますでしょうか。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 はい、ありがとうございます。たまたまかもしれませんが、今のご説明で環境こだわりの5割の5割たるゆえんと、どういう形で基準を設定しているかということがおわかりいただけたのではないかと考えております。

繰り返しになりますが、こういった新たな作物あるいは作型について、環境こだわりでやりたいので基準を設定してほしいという要望がありましたら、適時、取り上げて、この審議会で審議するという事になっております。

いかがでしょうか。ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問やご意見がありましたら。

そうしましたら、小西委員。

【小西委員】 全く分からないもので、すみません。例えば、お米なんかですと、慣行栽培、7成分4kgだけれども、ほかの県と比べると、もとの慣行が非常に厳しい中での半分という認識があります。

そこからいくと、例えば、この一番下のなすの施設長期でいうと、もともと滋賀県にはこれがなかった。けれども、慣行はとにかく作らなければならないので、これの半分ですよと。この作った慣行は県外事例も参考にと。今、説明があったのかもわかりませんが、この慣行とは客観的にどうなのかということがもうひとつよくわからなかったもので、もう少し説明していただくとありがたいなと思います。

【井手会長】 はい、事務局、慣行はどういったものになっていますでしょうか。

【事務局】 なすの長期どりの方なのですけれども、これから新しく取り組んでいきたいというものですので、県内でも調査をさせていただいたのですが、実際取り組んでおられるところがほとんどないというのが現状でございます。

そこで、近隣府県、他府県の状況を調査させていただきました。各県、このような基準を作っておられるのですけれども、長期どりに合致するような基準で、どのような数字になっているか調査させていただきました。

今回、資料としてはお出ししていないのですけれども、9府県の調査で、なすの長期どりの作型があったのですが、平均すると

農薬の成分数が42成分、化学肥料が60kg程度ということになっております。

農薬については、滋賀県の基準で、もともとの施設半促成という長期でない作型のほうも少なめの基準になっておりました。それに追加して収穫期間を伸ばす形でどれだけ農薬が必要かということをお県の技術担当と検討しまして、今回の40成分という基準を作らせていただきました。

それから、化学肥料につきましては、県内の代表的な産地は簡易ハウスで栽培されており、定期的には場所を変えられるので、土づくりが十分にできないことから、他府県と比べて化学肥料が多めに使われているということがありました。

もともと県で設定していた施設半促成の数字は58kgで、それに長期どりで4カ月伸ばす分の最低限必要な肥料を追加したという形で、73kgというものを設定したということです。

【井手会長】 そうでしたら、岡野委員。
ちなみに小西委員、今の説明でよろしかったでしょうか。

【小西委員】 はい、わかりました。

【岡野委員】 勉強不足で申し訳ないのですが、たらのめが栽培されているということさえも今驚いたぐらいで、大変申し訳ないのですが、このふかし促成以外に、たらのめはどのような栽培方法があって、ふかし促成という栽培方法は、ほかの栽培に比べてそれものに肥料などが必要な栽培方法なのか、その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

【井手会長】 事務局、お願いできますか。

【事務局】 はい、お答えします。たらのめですが、一般的な栽培方法としては、露地栽培とふかし促成栽培とがございます。

露地栽培といいますのは、写真の左上のような形で、畑に植えたもので、秋に葉っぱが落ちて、そのままずっと春まで置いておいて、4月、5月に出てきた芽を収穫するという形になります。それに対して、ハウスに入れて早くとるという作型がこちらのふかし促成ということになります。

山に自生しているものをとってくる場合は、当然肥料も農薬も人の手を入れないので何もかからないのですけれども、きちんと品質のよいものをとったり、それから収量をたくさんとったり、それから要は経営として成り立つような栽培をしていこうと思えますと、ある程度化学肥料や農薬を使わないといけないということになってきます。

その中で、これも各府県の状況を調査させていただきまして、栽培の資料を比較させていただいたところ、基本的に今回慣行の使用料として設定している化学肥料であれば10kg、農薬であれば7成分というのが妥当な数字であるということが確認できましたので、今回この数字を出させていただきました。

【岡野委員】 すみません。露地と比べてどうなっているのか知りたいです。

【事務局】 露地になりますと、15ページの表を見ていただきますと、肥料につきましては、要は畑で育てている期間にしか肥料を使いませんので、ふかしでも露地でも変わらないのですが、ふかし栽培というのは、この写真のようにハウスの中に持ち込んで芽を出させるのですが、そのときに芽を一斉に出させるためにジベレリンという植物ホルモンを吹きかけます。これも農薬扱いになるので、1成分という量になってしまうということと、あとかなり湿度を高く保たないと芽が出てこないというのがあります。湿度が高いほどカビが生えやすいとかいうのがあります。殺菌剤を1回使うというのが一般的なやり方になります。ハウスに持ち込んだ後、2成分増えるということなので、普通の露地栽培ですとそれがないので5成分でできる、ふかし栽培ですと7成分ということになります。

【井手会長】 岡野委員、よろしいでしょうか。

【岡野委員】 はい。

【井手会長】 先ほどの小西委員からのご質問の主旨もそうなのですが、この慣行基準をどう設定したかというのは非常に大事なところで、説明がなくても添付資料としては、どういうデータに基づい

てこういう数字になったのかというのは、やはりきちんと説明されておかれたほうがよろしいかと思います。

はい、中井委員。

【中井委員】 たらめの設定ですけどね。穂枝、何年使いですか。

【事務局】 大体長く使えて10年ぐらいというふうには思うのですが、ただ一つ、今、現場で問題になっているのが、シカの食害があるということで、場合によっては毎年、苗を作って植えるという方法も検討されています。その場合は毎年、木が変わるということになります。

【井手会長】 よろしいでしょうか。ほかにご質問あるいはご意見、特にこの2点について、こういう基準で新たに追加するということに関しまして、何かご意見等はございますでしょうか。
福西委員。

【福西委員】 ありがとうございます。

私は、どちらかといったら生産者サイドなのですが、なすも、あるいはこのたらめにつきましても、皆さん方で認証していただくのがベストなのですが、一番問題ありきなのが実は農薬なのです。

農薬の点数を減らすのは、すなわち除草剤を減らすことは可能です。そのかわり労力が要ります。ただ、問題なのが殺菌剤と殺虫剤なのです。発生した場合に、点数満タンだからもう放って置くのかと。では、収量ゼロと。

特に病気なんて一晩で広がりますから、そういった場合の対応が遅れると、最終的にどんどん投資をしても、こだわり栽培をすれば収穫ゼロになると。

では、滋賀県が責任を持ってくれるのかと言われたらできるのでしょうか。なんて考えれば、我々生産者からすると、非常にこれは厳しいのですね。特に、これから取り組まれるということになりますと。

当法人も露地で、なすをやっているのですが、虫は本当に割り箸で女性の方が一匹ずつ取っています。そこまでできるのならないのですが、無理だと言われたらできないのですね。

生産者サイドから考えてみました現実です。いや、それでも栽培できたという、農薬そのものに何も書いてないものですからわからないのです。その点も滋賀県で、ひとつよろしく願い申し上げます。

【井手会長】 今の発言は、ご要望というふうにお聞きすればよろしいでしょうか。

【福西委員】 ごめんなさい。意見でもないです。感想です。

【井手会長】 ああ、感想として。

【中井委員】 いいですか。

【井手会長】 はい、中井委員。

【中井委員】 我々は流通に携わっているわけですが、今の話、例えば環境こだわりの認証を得られた農作物を販売しますという形で、我々は販売しています。

ただ、残念ながら年度によって、例えば湿度の高い時や病気が発生しやすい時は、これは残念ですが消毒してくださいと指導しています。せっかく物がとれるのですから、環境こだわりを慣行にしてくださいと、それでもいいですよという形で我々販売するわけですね。

次年度、もう一度、環境こだわりでチャレンジしていただいて、その中で栽培に適した環境が整ってくると、これはこだわりで十分販売できるわけです。

今回この委員を拝命したわけですが、私は、徳島県や他県の委員もしております。

その中で、やはりこの滋賀県の環境こだわり、これはまず琵琶湖があって、琵琶湖の水を1450万人というたくさんの方が使用しています。だから、この環境こだわり農産物を始めたときも、滋賀県は最初から水を意識して厳しい農業をやっておいででしたから、このこだわりというのが全国でも非常に厳しい基準だと我々は認識しているわけですね。

また他県では、例えば徳島ですと安心安全という言葉を使って、安安認証という同じようなこだわりがあります。しかし、この基準値が少し滋賀県と違えば、他県の農作物の条件も少し違います。

例えば、先ほどなすの話をされましたけれども、今、正面にお座りのイオンさんや平和堂さんなど量販店が大きくなっているだけに、1県だけでは大変だということで、福岡県、高知県など全国のなすの産地がグループ化というか、情報の共有をされています。そこで情報を出されていますけれども、足並みをそろえて量販に販売ができるように条件を立てておいでです。その条件を一つの基準にして滋賀県を考えてみたら、かなり厳しい基準でこの環境こだわり農作物が作られているのです。

だから、自信を持って、環境こだわり野菜というのはそれだけこだわっているのだという認識で我々は取扱いさせていただいていますし、また販売していただいている側にも農作物を理解していただいているわけです。

また、正面にお座りのイオンさんの場合だとグリーンアイというPB商品をお持ちですけれども、滋賀県の環境こだわり、その基準値がかなり厳しい状態で栽培されているというふうに認識いただいています。

だから、こだわりができなかったから仕方がないではなしに、我々は慣行に変わってもそれに準ずるものという認識で販売していますから、今年は駄目だけれども、来年、また頑張ってみようという形で、決して無下に販売してませんので、そのところをご理解いただけたらなと思っております。

【福西委員】 ごめんなさい。ありがとうございます。うちもびわ湖青果さんには売っていただいています。現実的に現場というのはそういうものなのですよということをご認識賜りたかったものですから。もちろんながら、30点で挑戦をいただくということはいいと思うのです。しなかつたら何もできませんから。もちろんそうなのですけれども、先ほどのご質問等々にありますように、十二分に検討と研究をされているのかということをつかんでおかないと、その点数以内で済めばいいのですけれども、万が一、うちは環境こだわりだからこだわって絶対に農薬を使わないとか、もう一点あるのだけれども、これは殺虫剤に残しておこうとか、殺菌剤を使わなかったら全滅したなんていうことにならないようにと思った

ものですから申し上げました。ありがとうございます。

【井手会長】 今のところ、よろしいでしょうか。もちろん事務局には十分検討した上で、数字を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。審議会の審議事項として、先ほど事務局からご説明いただきました、たらのめのふかし促成となすの施設長期につきまして、新たにこういった基準を追加するというのでよろしいでしょうか。

〔「賛成」「結構です」の声が多数〕

【井手会長】 はい、ありがとうございます。そうしましたら、追加についてはお認めいただいた、というふうを受け止めさせていただきます。今後の手続きにつきましては、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

(3) 話題提供

水稻新品種「みずかがみ」について

【井手会長】 少し進行のほうが遅れておりますが、続きまして(3)話題提供ということで、「みずかがみ」についてとなります。事務局のほうから試食があると聞いております。よろしく願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 たしか私、3期か4期、委員をやっておりますけれども、試食させていただいたのは初めてじゃないかなと。特に昨年度は「みずかがみ」「みずかがみ」と散々、おいしい、おいしいと聞かされておりましたが、全く食べたことがなかったものですから。ありがとうございます。

ぜひ、感想などをお聞かせいただければと思います。特に、今年度公募委員になっていただきました池戸さん、立花さん、いかがですか。試食していただきまして。

【池戸委員】 実は、よく食べているのですが。(笑) 研究室でよく「みずかがみ」を使って調理とかしたりするので、よく食べさせてもらって

いるのですけれども、このお米は冷めてもおいしいなというのを感じていて、やっぱりおにぎりが一番おいしいかなと思います。

私たちの研究室では、部活動をやっているお子さん、中高生のお子さんたちを対象にすることが多いのですけれども、やはり3食での食事ではとりきれないところに、補食としておにぎりという支援をよくやっているのですけれども、そういったときに「みずかがみ」を使ったおにぎりを提供したりとか、あとは今、私たちの研究室の院生でフェンシングの世界大会に帯同に行っている子がいるのですけれども、その子がそこで補食としておにぎりを提供するので、全部「みずかがみ」を持っていきました。なので、フェンシングの活躍の裏には、ちょっと「みずかがみ」が隠れているかもしれないというのがあります。

私はよくおいしくいただいています。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。立花委員、いかがですか。

【立花委員】 会議のことも言っているんですか。

【井手会長】 何でも結構です。

【立花委員】 今回、初めて、こういう会議に出させていただいて、これまで環境こだわり農作物というのは青果物だけがそういうものだという意識があったのですけれども、きょうの特に後半の農薬の慣行基準のお話なんか聞いていて、作る過程そのものも環境こだわり農業なのだなど、そういうことをもっとPRしていけば、例えば最後にお話しされていたように、ぎりぎりのところになって、やっぱり殺菌剤とかまかなきゃいけなくなるようなこととか出てくると思うのですけれども、そういったこともフォローできてくるのかなというふうに思いました。

あと、私も「みずかがみ」、昨年、こういうのができたよというのを聞きしていたので、店頭で見かけたときに、なるべく購入するようにしていたのと、あと個人的活動として野菜ソムリエという資格を持ってまして、それで県外の方と多く交流することがあって、山形県の方と交流が多いのですけれども、あちらで「つや姫」をすごく押されていたので、それに対抗できる特Aのお米が滋賀県に誕生したのはすごくうれしく思います。

ありがとうございます。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。永井委員。

【永井委員】 こだわり滋賀ネットワークの私たちの支部で、志賀中学校の給食試食会をやっているのですが、そのときに参加者の方に「みずかがみ」とコシヒカリをちょっとずつ皆さんに食べてもらうことにしたのです。おいしいという方も、コシヒカリがいいという方もいました。それから、まだ世に出る前に、こだわりネットワークとしてスキルアップのため、みんなで食べたということもしましたし、支部でもしました。

「結局、舌ってみんな違うのだ」、「炊き方も違うのだ」と言われてしまって。ただ、この「みずかがみ」というのは、私もとてもいいと思います。今日食べて「甘いな」と思いました。できれば、給食なんかにもどんどん使ってもらいたいなというふうに思います。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。では、森川委員、中谷委員。

【森川委員】 私ども、今年、この「みずかがみ」に取り組んでおりますけれども、まずこだわりの申請書を出さないと種は渡さないということでした。ほかの農家さんでも「みずかがみ」を作りたいと。ただ、こだわりに取り組まなければならないから、まあ、やめておこうかという農家さんがいらっしゃるので、今後も「みずかがみ」はこだわりでないと取り組めないということなのではないでしょうか。

【井手会長】 事務局、お答えいただけますでしょうか。

【事務局】 前回も少し説明させていただいたのですが、この「みずかがみ」は近江米をリードする品種に育てたい、近江米全体のブランド力を高めたいというのがあります。

その中で、減農薬、減化学肥料、環境こだわり栽培というのは一つの付加価値をつける、そういうものだろうということで、我々もそうですし、流通の方、JA関係とも話をしながら、こだわり栽培でいこうということになっています。消費者もやはりそのほうがしっかりと認めていただけるということになりますので、「み

ずかがみ」は環境こだわり栽培でという思いであります。

【中谷委員】 すみません。私どもの野洲市の地域では、「みずかがみ」を生産している農家の方は余りおられないと思うのですが、私は今、「みずかがみ」を口にするのは初めてでして、コシヒカリと同等の味があっっておいしいなと実感いたしました。

私も野洲市の青年農業者クラブに入っております、その中には「みずかがみ」を生産されている農家の方もおられます、その方に聞きますと、収穫時期が8月の中旬に当たりますので、周りの田んぼよりちょっと時期が早いので、収穫に当たって鳥害ですか、地域にもよると思うのですが、スズメにぐるり、道沿いか畦沿いを1周ぐるりと食べられてしまうという被害があるというので、ちょっとそういうような対策が何かないのかなということはおっしゃっていただきました。

【井手会長】 何かそのあたり聞かれていますか。事務局。

【事務局】 今、ご指摘いただきましたように、大体5日から1週間程度早くなります。コシヒカリより早いんですね。そうすると、穂が出るのも早いということで、鳥が食べる以前に今度はカメムシが早く来ると、そういうこともあります。これはまとめて作っていくと回避できるのですが、ぽつんとあると、どうしてもおいしいものがあるなということで、カメムシがやってきましたりとか、スズメがやってきましたりというのがあります。その辺は十分注意をいただいて作付をしてくださいというお願いをしているのですが、面積を増やせば増やすほど、その辺は緩和されていくんじゃないかと思っています。

それと、作付が余らないというところなのですが、まだ1100haですが、JAにカントリーというのがあるから、そこに出す場合に「みずかがみ」専用の持ち込みが、まだ面積が狭いから、対応いただいている農協さんがそんなに多くありません。これは面積が増えれば増えるほど全部出荷できますので、家で乾燥調製ができない方でも今後作っていただけることとなります。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

湯ノ口委員。

【湯ノ口委員】先ほど臼居さんが環境こだわり農産物で行くということをおっしゃられ、すごくいいなと思ったのですが、滋賀県のブランドとして「みずかがみ」を押し進めていくのであれば、やっぱりある一定のことをクリアしないとブランドとして成り立たない、生産者もこだわりを続けてやっていかないと滋賀県全体が一つのブランドとして成り立たないということはすごく思うので、私も今年から作付を行っていますが、続けていきたいなと思っています。

ただ、生産者側からして栽培して仲間といろいろしゃべると、特Aを取っても滋賀県全体をみたら結構ばらつきが多いということがあったのですが、何かそれを県として工夫をしていくことがあるのかどうか、教えてもらいたいのなのですが。

【井手会長】 事務局、お願いできますか。

【事務局】 特Aというのは、滋賀県の「みずかがみ」全部を調べているわけではなくて、代表のサンプルを出して、それで特Aをいただいたのですが、実際に昨年、160haほど作りましたけれども、全ての農家さんのお米をサンプリングして、実は食味の分析をしております。幅があります。

これは「みずかがみ」の特徴として、後半に肥料を効かせてしまうと味が落ちると、これはわかっております。それで、今年も作っていただいている方には、必ず肥料をやり過ぎないようにということで、技術的な対応をお願いしているところです。各JAでは、今、「みずかがみ」の部会を組織していただいて、圃場を回ってお互いの田んぼを見ながら、みんながおいしいものを作るということで研究会等もしておりますので、その辺でレベルをそろえていきたいということで、やっていただいております。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。すみません。まだもう少しご意見等あるのかもしれませんが、私の進行がまずく、既に終了時間を過ぎてしまっていますが、まだ実は1点、その他というのがございます。その他のほうに移らせていただきます。

(4) その他

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の概要について

【井手会長】 その他といたしまして、冒頭、部長の挨拶にもございました農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が今期の国会で通った件についてですね。その概要についてということで、今後の環境こだわりのスケジュール等も含めて事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 はい、ありがとうございます。法律としてはできたのですが、まだ枠組みだけの話で、具体なところを情報提供できるような段階ではないということでございます。

ただ、この法律制度の内容によって、滋賀県における環境こだわりに対する影響もかなりあるかと思われま。法律制度の様子を横目で見ながら、こちらとしましては、特に次期の環境こだわりの基本計画をどうしていくかという議論に向かっていかななくてはならないと認識しております。

といった段階ではありますが、今の説明につきまして、あるいはもう最後でございますので、これまで全体を通じてでも結構です。何かご意見やご質問等がございましたら。

川上委員。

【川上委員代理】 きょうお話を伺わせていただいて、勉強になった部分、多かったのですけれども、私もこの本社にいた時期、5年ぐらい特別栽培、我々グリーンアイという形でやっています。5割5割とか7割5割とかいう話で、どんどん変えていったという経緯があって、今、現状が3割5割、5割3割ですね。化学肥料と化学農薬、この比率を3か5か、5か3かで分けているのですけれども、もともとこの慣行基準というのは非常に曖昧というか、言ったら意味があるのかという部分もかなりあるのですよね。

例えば、北海道のタマネギの成分回数というのは、場所によりますけど、二十七、八回。例えば、熊本でいくと8回なのですよね。慣行基準というのはね。これは長期保存とかそういう部分があるのですけれども。

そこら辺を考えると、作られている人が本当に今、昨今、環境が変わる中で、本当に5割5割をずっと押し通すことが正解なのか。やはり環境の部分と生産の部分とを融合して考える必要が今後出てくるだろうなということ、要はギャップの考え方が一番重要で、農業に対してどういう取組をしているのだという考え方、志、これが一番に来るのかな。その中でも化学肥料とか化学農薬、これを減らしていこうという気持ちを滋賀県の農業で植え付けていただいたら、間違いなく品物は良くなるだろうし、味が変わるだろうというふうに思います。

それと、この「みずかがみ」ですね。非常においしかったのですけれども、米の文化である日本がこんなにお米で苦勞しているというのは何でだろうと考えたら、やはりPR力というのが弱いのだろう。この袋を見たときに、「ああ、琵琶湖だからブルーか」という形ぐらいしかイメージとしてないので、本当にこだわって作ったということのアイキャッチとかキャッチコピーとか、そういうことをもっともっと前面に押し出してやることが、やはり農業のために、生産者のために良くなることだなというふうに思います。

非常にいい取組をされているので、今後もさらに精進されていけば、我々小売のほうも本当に力を入れていきたいなというふうに思います。今日はありがとうございました。

【井手会長】 ありがとうございます。今後の議論の参考にさせていただきます。

廣田委員。

【廣田委員】 失礼します。給食を提供する立場ということで、いつもこの会に来て、帰りには絶対給食に「みずかがみ」を入れるのだという気持ちで帰るのですが、何せ給食費の限られた中で、市町によってのやり方も違うという、本当に滋賀県の中でも大規模センターが増えている中で、どのように子供たちに出していったらいいのだろう。そして、地産地消というので、今、滋賀県から言われているのは30%を目指すというのが、昨年度から文科省のほうでは国産を80%以上に変えてきました。というのは、それだけ地産地消が使いづらい状況の市町もあるということの中で、私たち栄養師サイドとすれば、安心して安全なものを提供したい。だけれども、

給食というのは1食240円の中でどのように出していけばいいのだろうというので、今みんな悩んでいます。

ここで、今日自分の中での思いなのですが、どこの市町村にどんな問題があって、なぜそれを使えないかという献立を立てているサイドの人間が一番よくわかっていると思うので、8月に全員集まる会議があるので、そこにアンケートでも出して、何が問題なのか私自身がもう少し具体的に知らなきゃいけないなというのを思いました。

もう一つは、この前、個人的なことですが、私はビバシティのすぐそばなのでビバシティに行ったら、「みずかがみ」のコーナーがあってたくさんの人がいらっしやって、皆さん何をされているのかと思ったら、「みずかがみ」のクリアファイルをもらうのにたくさんいらっしやって、アンケートとかがあって、その後、お買物のコーナーに行ったら、平和堂さんのコーナーのお米のところの目の前のほうに「みずかがみ」がドンと積んであってというので、私もそのほうに流れていくというような、仕組みれていくというか、仕組んだ中での提供というのも必要だなというのを痛切に感じました。

学校の子供たちに安心安全を届けるために何かを仕掛けなければいけないなというのを今回も、今そんな熱い思いを持ってまた帰れるなと思っています。ありがとうございました。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。ぜひ、アンケートをされましたら、結果などを次回報告していただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事進行の不手際で時間を大幅に超過してしまいました。申し訳ございません。以上で一応用意されておりました議題としましては終了でございます。これもちまして第1回目の滋賀県環境こだわり農業審議会のほうを終了させていただきます。司会進行のほうを事務局にお返しします。

(了)